

開発行為の一体性に係る留意事項

小規模の開発が連続して行われ、これらを合せると1haを超える場合で、下記1～3の項目すべてに該当し、総合的に判断して、当該開発行為に共同性、計画の一体性があると認定できる事案は、一体性のある開発行為と判断するものとする。

項目	一体性の判断基準	判断
1 場所	<p>ア 箇所の異なった開発行為であっても、許可基準に定める災害防止等の観点からみて局所的な同一集水区域内で沈砂池、用排水系統を同じくする。</p> <p>例・地形、水の流れからみて一つの集水区域にある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為によって地形、水の流れが変わり集水区域が一つとなる場合 ・水利用の実態からみて受益対象が同じである場合。 	<p>左のア・イのいずれかに該当すれば「場所」について「一体性あり」と判断する。</p>
	<p>イ 数社が連続して開発する場合であっても、宅盤、道路、雨水排水施設、その他の施設等が供用となるか、又は、負担区分上つながりがある。</p>	
2 時期	<p>時期の異なった開発であっても一つのプロジェクト、又は、全体計画の一部である。</p> <p>例・ある時期が重複している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前の開発行為が終了し、引き続き開発行為を行う場合 ・前の開発行為は終了し、相当年数を経過しないで、次の開発行為をしようとする場合 	<p>左に該当すれば「時期」について「一体性あり」と判断する。</p>
3 人格	<p>ア 同一人が複数の会社役員を兼ねているか、又は、会社の所在地が同一である。</p>	<p>左のア～エのいずれかに該当すれば「人格」について「一体性あり」と判断する。</p>
	<p>イ 血縁関係にある複数の者が行う開発行為である。</p>	
	<p>ウ 数人が共同の意思（計画の共同性が認められる）をもって開発行為を行っている。</p> <p>例・複数の会社（者）が、ある特定の開発目的のためにそれぞれ分担して共同で開発行為をする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ある会社（者）が、ある特定の開発目的をもつ開発行為を複数の会社（者）にそれぞれ分担して行わせようとしている場合 	
	<p>エ 数人が開発する場合であっても、請負人が同一である。</p>	